令和8年度
保育施設利用案内

目 次

阿見町の保育施設について…… 1
1. **申込及び利用の注意事項（重要）**…… 1～3
2. 支給認定について…… 3～4
3. 利用の申込みについて…… 5
4. 広域入所（阿見町への転入・阿見町外への申込等）について…… 6
5. 申込みから利用までの流れ…… 7
6. マイナポータルによる利用申込み（電子申請）について……8～10
7. 個人番号（マイナンバー）の記載について……10
8. 申込み時の必要書類について…… 10～12
9. 申込時の身元確認・個人番号確認の提示について……12
10. 利用調整について…… 13
【重要】育児休業中の方・育児休業を取得予定の方へ…… 14
11. 利用開始後の確認について……15
12. 利用者負担（保育料）について…… 16～19
13. 利用者負担（給食費）について…… 19～20
14. その他の子育て支援について…… 20～23
15. よくある質問…… 23～27
16. 施設の概要…… 28～38
17. 保育施設等マップ…… 39～40

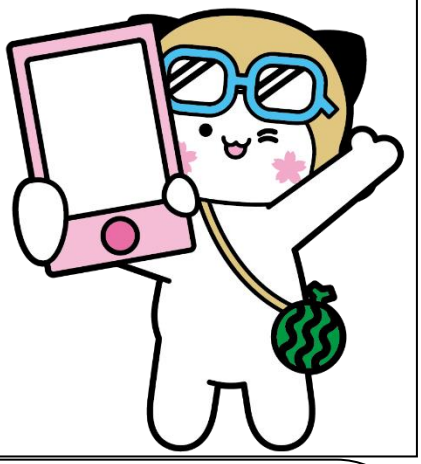

＊＊＊　おねがい　＊＊＊

●令和８年度の申込は、原則、**電子申請**となります。例外を除き、窓口や郵送での申込はできません。転入予定者の方は電子申請での受付はできません。

●大切なお子さんをお預かりする施設です。**希望する施設の見学をすませてから申請してください。**

●書類に不足や不備がある場合、入所申込をお受けできない場合があります。提出前にご確認をお願いいたします。また、必ず**申込み上の注意事項をご確認のうえ、申請してください。**

●この冊子には、保育所・認定こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所などの利用手続きや必要書類、その他子育て支援の紹介が書かれています。

利用を希望される方は、この利用案内をよくお読みになった上で申込を行ってください。

阿見町保健福祉部こども未来課

〒300-0392　阿見町中央一丁目１番１号　☎029-888-1111　（内線708）

保育施設とは

保護者の就労や病気などの理由により、子どもを日中家庭で保育できないときに、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業等で、保護者に代わって保育を行うところです。

幼児教育のため、小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため、または下の子どもの保育に手がかかるなどの理由では入所対象となりません。これらの理由により子どもを預けたい場合は、幼稚園や一時預かりなど、他の保育サービスをご検討ください。

1 申込及び利用の注意事項 **※必ずお読みいただき、ご了承の上お申込みください。**

手続き全般について

（１）当町は保育施設の申込及び利用において、必要と認められる申請書類やその情報等を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。（情報を提供したくない場合は、事前にご相談ください。）

（２）各保育施設で保育の特色等が異なるため、可能な限り希望保育施設を見学してください。
※保育施設の見学の際は必ず保育施設に直接ご連絡ください。見学も条件にしている園もあります。

（３）原則、入所日は入所月の1日となります。（育児休業明けの場合、入所日は復職日がある月の1日となります。）

（４）**希望する施設名は正確にご記入ください。**施設名を省略されると反映できない場合があります。

（５）書類の不備や不足がある場合、選考の対象となりません。余裕を持って申込手続きをしてください。

（６）心身の発達等の理由により、特別な配慮が必要な可能性があるお子さんについては、保育施設で個別の配慮が必要なため、必ずこども未来課にご相談ください。

（７）申込内容（就労状況や家族構成、お子さんの健康・発育上気になる点等）を偽って申告したり、故意に申告しなかったりと事実と異なる場合は、認定の取消し、利用の解除をすることがあります。なお、勤務状況や家庭状況など変更があった場合には、申込中・入所中を問わず必ずご連絡ください。

（８）申込中や利用決定後から利用開始日の間に他市区町村へ転出された場合は、申込・利用の決定の取消しとなります。

（９）内定を辞退する場合は、「保育施設利用申込取下届」を提出してください。
※内定を辞退すると申込み取下げとなるため、保留通知書は発行されません。翌月以降も選考を希望する場合は、再度申込みが必要です。同一年度内に再度入所申込みを希望する場合、選考において不利になる可能性があります。

（１０）申込みを取り下げる場合は、締切日までに「保育施設利用申込取下届」を提出してください。
取下届の提出がない場合は、有効期間まで継続して選考いたします。

（１１）申込書類を提出後、希望保育所を変更する場合、締切日までに申請してください。

（１２）内定になった場合でも、面接や健康診断で集団生活が難しいと判断された場合は、入所の承諾ができないことがあります。また、病気や障害の程度によっては、集団生活が可能である旨記載の診断書等をいただくことや、受入体制が整うまで入所をお待ちいただく場合があります。なお、診断書等に記載された事項を内定した施設に情報提供させていただく場合があります。

（１３）**産前産後による入所の方は求職活動による入所期間の延長はできません。**

（１４）**下の子の育児休業取得中に、復職しないで上の子の入所申込みを行うことはできません。**

（１５）入所後に施設変更（転園）を希望する場合、4月入所以外の利用調整は待機児童解消のため新規申込者が優先となります。

（１６）転園（所）申込の方が転園（所）先の内定を辞退した場合、元の保育所には戻れず退所となります。元の保育所には基本的に別の方が入所します。

（１７）妊娠・出産や求職活動などの事由の場合は、**認定期間が終了すると、選考対象外となります**のでご注意ください。継続して入所希望される場合は、再び申込が必要となります。

（１８）入所後に町外へ転出された場合、転出月で退所となります。町外へ転出後も継続して利用を希望する場合は、お手続きが必要です。

（１９）利用者負担額の算定及び保育施設利用調整のため、当町が市町村民税の情報（同一世帯者も含む）及び世帯情報を閲覧することがあります。また、入所申込みの申請内容について、入所された保育施設に情報提供することがあります。

ならし保育について

お子さんの新しい環境による情緒不安や心身等の不安を和らげ、徐々に集団生活に慣れさせるためのものです。慣れない環境により、乳幼児突然死症候群など死亡リスクも高くなると言われているため、ならし保育はお子さんにとって、とても大切な期間です。

※ならし保育期間は2週間が目安ですが、お子さんの状況等により保育施設の判断で期間が変更となることもあります。正式な期間は保育施設と面接の上決定します。

※ならし保育を入所月の1日より前に行うことはできません。年度をまたぐならし保育はできません。4月1日入所の場合、ならし保育の開始は4月1日以降になります。

特別な配慮が必要な可能性のあるお子さんの申込みについて

特別な配慮が必要な可能性のあるお子さんとは、言葉や身体面で支援が必要になる可能性のあるお子さん（療育手帳や診断書の有無にかかわらず、発達がゆっくりなお子さんも含む）、病気・障害のあるお子さんをいいます。補聴器や眼鏡などの脱着が必要なお子さんも対象となります。

※ご家庭の状況と異なり、集団生活の場となるため、ご家庭で不自由を感じていなくても、保育施設ではお子さんに合わせた配慮が必要となる場合があります。内定した場合や保育施設に空きがある場合でも、面接等の結果でお子さんを安全に預かることができないと判断した場合は、受入体制が整うまで入所をお待ちいただくことがあります。

※必ずお申込みの前に希望施設に見学・相談を行ってください。

育児休業での申込みについて

育児休業からの「復職」とは、申込時に提出した就労証明書の就労先に復職することをいいます。

※育児休業明けでの申込みの場合、育児休業を取得していた会社等に戻ることを前提として、利用調整時に優先順位が上がる規定を設けています。申込中に復職予定の会社を退職（別会社への転職は含めない）や事業の廃止や再雇用されなくなった場合、育児休業明けとしての扱いができなくなります。

※復職後、2週間以内に復職されたことが記載された就労証明書を提出してください。提出がない場合、**退所**となります。入所月翌月以降の復職は認められません。

※育児休業中の転園（所）はできません。申込中に出産し、育児休業に入った場合は申込みを取下げしていただきます。（復職する場合は含めない）

※復職せずに退職した場合は有効期間に関わらず退所となります。（退職と同時に転職する場合を除く）

※入所後に妊娠・出産し、育児休業を取得するとき、育児休業の予定期間があらかじめ1年間を超える場合は、妊娠・出産の認定が終了次第、保育施設利用中のお子さんは退園となります。

育児休業の予定期間が1年未満の場合は、下の子の利用申込を行い、利用保留となると、次の①②のうちどちらか早い日まで上の子は利用を継続できます。

①下の子が利用できるまで

②当初の育児休業終了日の属する年度末まで

（※詳細は【重要】育児休業中の方・育児休業を取得予定の方へ を参照してください。）

利用申込みができる方（保育を必要とする事由）

保護者の両方が次頁①～⑩の状態であり、児童を保育する者がいない場合に限ります。

そのため「集団生活を経験させるため」、「幼児教育の場として利用したい」、「下の子どもの保育に手がかかるため」等の理由だけでは利用の対象となりません。

①　居宅外または居宅内で就労しているまたは就労する予定がある場合（※）
②　妊娠中、または出産後である場合（出産予定月とその前後２ヶ月の計５ヶ月間以内）
　　※就労中で入園希望月が産前産後期間にかかる場合は、産前産後での申込みとなります。
　　（育児休業理由による申込期間延長は認められません。）
　　※②以外の事由でお申込みの方が入園できずお待ちいただいた結果、入園月が産前産後期間となった場合は、産前産後期間のみ入園となります。
　　※②期間後に継続して入園を希望する場合は、再度申し込みが必要です。内定となった場合、継続可能となります。
③　病気、負傷、心身に障害がある場合
④　親族を長期にわたり、常時介護・看護している場合（※）
⑤　震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
⑥　求職活動をしている場合
⑦　就学、技術取得をしている場合（※）（趣味の講座、通信制大学等の自宅学習は除く。）
⑧　虐待やDVのおそれがある場合（虐待やＤＶの事実を確認できることが必要。配偶者暴力相談支援センター等の「配偶者からの暴力の被害者の保護等に関する証明書」（保護の事実が確認できる場合）又は裁判所からの「保護命令」）
⑨　育児休業取得時に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
　（原則、転園申請は受け付けられません。）
⑩　町長が認める前各号に類する状態にある場合
（※）①、⑦について、保育を必要とする事由にかかる時間が月60時間未満は認められません。

2 支給認定について

教育・保育給付認定とは

保育所等及び新制度へ移行した幼稚園に入所（園）を希望される方は、町から教育施設・保育施設を利用する資格があることの認定を受ける必要があります。この認定を「教育・保育給付認定」といいます。**認定有効期間のみ**、教育・保育施設を利用することができます。

保育の必要性の認定

保育施設の利用をご希望の方は、子ども・子育て支援法における保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。認定内容は利用申込みの結果（「利用承諾（保留）通知書」）と同時にお送りする支給認定通知書でご確認ください。

１．認定区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

認定区分	内容	利用できる施設
保育認定（１号）	満３歳以上で幼稚園等での教育を希望されている方	幼稚園、認定こども園（教育部分）
保育認定（２号）	満３歳以上で両親ともに就労しているなど保育の必要がある方	保育所（公立・私立）、認定こども園（保育部分）
保育認定（３号）	満３歳未満で両親ともに就労しているなど保育の必要がある方	保育所（公立・私立）、認定こども園（保育部分） 地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育等）

２．保育必要量

「保育必要量」は利用できる保育時間を認定するものです。この時間を過ぎた場合は延長保育となります。また、保育料（利用者負担）も「保育標準時間」と「保育短時間」では異なります。判定の基準は、「保育を必要とする事由」が「就労」（「就学」）の場合は父母どちらか短い方の就労（就学）時間により、それ以外の場合は事由によって、一律に判定しています（保育標準時間の方が保育短時間を希望される場合には、保育短時間となることもできますご相談ください）。

保育必要量	保育時間 （時間帯は施設ごとに設定）	保育を必要な事由
保育標準時間	最大１１時間	月 120 時間以上の就労または介護、妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧など
保育短時間	最大８時間	月 120 時間未満の就労または介護、求職活動、育児休業など

認定有効期間が終了する場合の手続き

（１）保育認定（３号）から保育認定（２号）へ変更になる方

有効期間が終了する時期になりましたら、こども未来課にて２号認定への更新を行います。
変更申請は必要ありません。（企業主導型保育施設等に在籍中の方は除く。）

（２）「保育を必要とする事由」により有効期間を設定されている方

有効期間終了までに「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」（以下「支給認定変更申請書」）に所定の証明書類を添付し申請をしていただければ、再度認定を受けることができます。

有効期間が設定される 「保育を必要とする事由」	認定有効期間を延長するために必要な書類
求職活動	「就労証明書」など保育が必要な事由を証明するもの （有効期間終了日までに提出）
妊娠・出産	「就労証明書」など保育が必要な事由を証明するもの ※育児休業を取得する場合、育児休業期間の記載された「就労証明書」 ※妊娠・出産後から求職活動に切り替えることは認められません。
育児休業	「復職（予定）年月日の欄等が記入された就労証明書」 （復職して２週間以内に提出） ※育児休業後から求職活動に切り替えることは認められません。

その他、有効期間がある場合は、認定有効期間を延長するために書類提出を求めることがあります。

認定区分などの変更が必要な場合

次のような時は認定区分などの変更が必要になります。「支給認定変更申請書」に「必要書類」を添えてこども未来課までご提出ください。

① 仕事をやめ、求職を開始したとき（必要書類：「就労予定申立書」）
② 就職したとき（必要書類：「就労証明書」）
③ 妊娠したとき（必要書類：「申立書」・「母子手帳（出産予定日の分かるページ）の写し」）
④ 育児休業を取得したとき（必要書類：「就労証明書（育児休業期間が記載されたもの）」）
⑤ 勤務時間、勤務地が変わったとき（必要書類：「就労証明書」）
⑥ 認定こども園等の教育部分への入園を希望し、保育認定から教育認定になる時　など

※その他、申請内容に変更がありましたら、こども未来課にご連絡ください。

3 利用の申込みについて

◇阿見町内の保育施設を申込む場合

⇒　阿見町役場こども未来課へ電子申請（例外を除く）（締切日は8頁の4月以外の申込みのカレンダーを参照）。

※　4月利用については、日程が異なりますので、ご注意ください。

※　町外に住所がある方は、お住まいの市区町村を通してお申し込みください。（6頁参照）
なお、町内に転入の予定がある場合または町内の保育施設で保育士として勤務（予定含む）している方を除き、町内に住所がある方が優先となりますので、ご了承ください。

◇阿見町外の保育施設を申込む場合及び転入転出に関わる申込みをする場合

⇒詳細は次の頁をご確認ください。

◇現在入所中で施設変更（転園）の申込みをする場合

⇒　阿見町役場こども未来課の窓口へ（締切日は8頁の4月以外の申込みのカレンダーを参照）。
窓口で「支給認定変更申請書」をご記入、ご提出ください。

※　4月入所以外は待機児童解消のため、新規の方（在園児でない方）の入所が優先となります。

※　内定となった場合、今まで通っていた施設の籍はなくなります。新しい施設への入所を辞退しても通い続けることは出来ませんのでご注意ください。

◇入所保留中で希望施設の変更・追加、希望順の変更の申込みをする方

⇒　窓口にお越しいただくか、お電話で新しい希望施設をご連絡ください。
（締切日は8頁の4月以外の申込みのカレンダーを参照）。

◇幼稚園等（認定こども園（教育部分）も含む）と保育施設の併願を希望する場合

・幼稚園等と保育施設を同時に申し込む場合、幼稚園等には直接施設へ申込を行う必要があります。入園料や手数料などが生じる場合がありますので、詳細はご希望の幼稚園等にお問合せください。

・幼稚園等と保育施設をどちらも利用することはできません。最終的に入所する施設が決まり、もう一方の施設を希望しない場合は、申込みの取下げ等の手続きが必要になります。

・幼稚園等に入園が決まり、保育施設が入所保留となった場合、幼稚園等に在園しながら保育施設の申込みを続けることも可能です。

☆保護者負担の公平性を保つため、利用者負担（保育料）の未納がある方は必ず支払いをしてから申込みをしてください。

4　広域入所（阿見町への転入・阿見町外への申込等）について

里帰り出産や保護者の勤務地の都合などにより、お住まいの市町村以外の保育施設等へ入所できる制度です。下記のいずれの場合も、お住まいの市町村から保育の必要性について認定を受ける必要があります。

A：阿見町内にお住まいの方が、町外の保育施設等への入所を希望する場合

B：町外にお住まいの方が、阿見町内の保育施設等への入所を希望する場合

なお、市町村によっては広域入所の取り扱いをしていない、または、条件付きで取り扱うことがあります。希望先の市町村にご確認のうえ申し込みをしてください。

◇阿見町に転入予定の方について

申込先	阿見町こども未来課（窓口・郵送）
必要書類	**「保育施設利用案内」の「利用の申込みについて」～「申込み時の必要書類について」を参照してください。**
注意事項	・転入することがわかる資料（売買契約書・賃貸借契約書等）の写しが必要です。 ・入所月の前月末日までに阿見町に住民票を異動し、こども未来課までご連絡ください。 ・入所月の前月末日までに阿見町に住民票を異動できない場合、入所取消となる可能性があります。 ・入所内定の場合、利用承諾通知書が届きますが、入所保留の場合、申請月の最初の月分のみ保留通知書等にて通知いたします。 その後については、阿見町への住民票異動後に発行いたします。 ・転入前の市町村にて保育所等を利用している場合や、阿見町以外の市町村の保育所等を併願する場合は、別途手続きが必要となることがありますので、必ず転入前市町村の保育所担当課へご確認ください。

◇町外から阿見町の保育施設への申込み（阿見町に転入せず町外から通う方）

申込先	お住まいの市町村の保育所担当課窓口
必要書類	お住まいの市町村の申込様式
注意事項	・**入所期間は最長で年度末までです**。年度末以降も入所を希望する場合は、選考を行うため再度申込みをしてください。 ・0 歳児及び 1 歳児クラスの受入れは行っておりません。（ただし、町内の認可保育施設に勤務する保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師の子どもは除く。） ・就労、就学の事由で申込みの場合、阿見町の最低就労（就学）時間：月 60 時間以上を満たすことが必要です。 ・希望園に受入人数が残っている場合でも、入園できるとは限りません。

◇町外への申込み（阿見町から転出する方）

申込先	転出先市町村の保育所担当課
必要書類	転出先市町村に事前にご確認ください。
注意事項	阿見町こども未来課では原則、受付を行っていません。

◇町外への申込み（転出せずに阿見町から通う方）

申込先	阿見町こども未来課 **窓口**
必要書類	阿見町の申込書類（広域利用に関する理由書も含む）及び保育施設所在地市町村での必要書類
注意事項	・必要書類、締切日及び受入可能年齢を該当市町村に必ず確認し、郵送期間等があるため締切日の **7 日前**にはお申し込みください。 ・認定こども園に在籍している方で、1 号認定から 2 号認定に切り替える場合も申込みが必要です。 ・郵送での申込み受付は行っておりません。必ず窓口での申込みが必要です。 ・転入予定がある場合等を除き、該当の市町村在住の方が優先となりますので、ご了承ください。 ・希望園に受入人数が残っている場合でも、入園できるとは限りません。 ・単年度ごとの契約となります。**翌年度も入園を希望する場合は、選考となりますので再度申込みをしてください。**

5　申込みから利用までの流れ（町内保育施設の利用を希望する場合）

①申込みの事前準備

町 HP よりダウンロードも可能です。締切日に間に合うよう余裕をもってご準備ください。
利用希望保育施設は、見学をしていただき、条件や送迎が可能な施設をお申込みください。
（施設見学を希望する場合は、直接施設あてにお問い合わせください。）

②入所申込み（必要書類は 10～12 頁参照）

年度途中の利用申込みは随時受け付けています。
（締切日は8頁の4月以外の申込みのカレンダーを参照）。
※4 月入所のみスケジュールが異なりますのでご注意ください。

③こども未来課にて支給認定（3、4 頁参照）と
利用調整（13 頁参照）の実施

希望者数が受け入れ枠を超える場合は、選考基準に基づき翌月入所の利用調整（入所者の決定）を行います。

④保護者へ利用調整結果の通知（20 日前後）

入所内定の場合

入所保留（入所待ち）の場合

⑤内定施設で面接・健康診断

施設で面接・健康診断を行います。
入所の前月までに面接と健康診断を受けられない場合、または面接と健康診断の結果により集団生活が困難と判断された場合は内定取消になることがあります。

※食物アレルギー等のお子さまについては、医師の診断書（保育所給食個別対応指示書）をご提出いただく場合があります。

⑥入所、利用開始

※支給認定期間内であれば、年度末（3 月入所）まで毎月自動的に利用調整を行います。
※妊娠・出産や求職活動などの事由の場合は、認定期間が終了すると、**選考対象外**となりますので期間に注意してください。入所希望を継続する場合は、再申請が必要です。
※申込時点と状況が変わった場合（希望施設を増やしたい、保護者の勤務先が変わった等）は、必ずご連絡ください。
※利用の必要がなくなった場合は、「利用申込取下届」の提出が必要です。
※役場から内定の連絡をする際、連絡が取れず利用調整に支障が生じる場合、次の方に内定をご案内することがあります。

※令和7年度の入所申込みをしても令和8年度の入所については選考されません。
別途申込みが必要です。

6 マイナポータルによる利用申込み（電子申請）について

保育施設の新規申込については、原則、マイナポータル（ぴったりサービス）でオンライン手続き（電子申請）を行っていただきます。

幼稚園、認定こども園（1号認定）、認可外保育施設の申込みについては、施設に直接申込みが必要となりますので、電子申請の対象となりませんのでご注意ください。なお、町外にお住いの方は、お住まいの自治体へお問い合わせください。

※きょうだいの申請をされる場合、給付認定保護者は同じ方にしてください
（例：兄と弟の給付認定保護者を母、父に分けることはできません）。

（1）4月入所の申込み　※窓口の場合、閉庁で受付終了します。郵送の場合、締切日必着となります。

	受付期間	結果通知
第１次申込	令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月14日（金）23時59分まで	令和8年2月上旬頃予定
第2次申込	令和7年１２月1日（月）～ 令和8年1月２３日（金）23時59分まで	令和8年３月上旬頃予定

（2）4月以外の申込み　※各締切日のみ23時59分に受付終了します。窓口の場合は閉庁まで（土曜日・日曜日・祝日は除く）。

入所希望月	申込期間（必着）	入所希望月	申込期間（必着）
5月	令和8年 3月 6日（金）～ 令和8年 4月 6日（月）	１１月	令和8年 9月 8日（火）～ 令和8年 10月 5日（月）
6月	令和8年 4月 7日（火）～ 令和8年 5月 7日（木）	１２月	令和8年 10月 6日（火）～ 令和8年 11月 5日（木）
7月	令和8年 5月 8日（金）～ 令和8年 6月 5日（金）	１月	令和8年 11月 6日（金）～ 令和8年 12月 7日（月）
8月	令和8年 6月 6日（土）～ 令和8年 7月 6日（月）	２月	令和8年 12月 8日（火）～ 令和9年 1月 5日（火）
9月	令和8年 7月 7日（火）～ 令和8年 8月 5日（水）	３月	令和9年 1月 6日（水）～ 令和9年 2月 5日（金）
１０月	令和8年 8月 6日（木）～ 令和8年 9月 7日（月）		

※不足書類等については、上記の申込締切日までに必ず提出してください。提出がなかった場合は、入所希望月の利用調整の減点または対象外となる場合があります。

※利用希望保育施設は数に制限はありませんが、各保育施設の保育年齢を確認のうえご申請ください。

（3）マイナポータル（電子申請）に必要な添付書類について

電子申請で入所申込みを行うには、マイナポータル（ぴったりサービス）で保育施設等の利用申込」に必要事項を入力し「保護者の保育必要事由」を確認する書類を電子データで添付していただく必要があります。（PDFファイル、書類を撮影した写真データ等）

添付書類については、「申込み時の必要書類について」（10～12頁）をご覧ください。

※添付書類のデータについて、**記載内容が明確に読み取れること、書類の全体が写っていること**をあらかじめご確認ください。

（４）電子申請には、下記の1及び2または1及び3をご用意いただく必要があります。4は任意。

1.マイナンバーカード及び暗証番号（個人番号は同世帯全員分必要）

2.インターネットに接続できるPC＋ICカードリーダライタ（マイナンバーカード対応）

3.マイナンバーカード対応のスマートフォン（アプリのダウンロードが必要）

4.母子手帳（出産時の状況・児童の健康状況を入力する項目があります。）

※マイナポータルへのログインについてご不明な点は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

～ マイナンバー総合フリーダイヤル ～

０１２０―９５－０１７８（無料）

【平日】９：３０ ～ ２０：００　【土日祝】９：３０ ～ １７：３０（年末年始を除く）

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

（５）マイナポータル（電子申請）の際の注意事項

- **「保育施設利用案内」をすべてお読みになり、内容をご理解・同意いただいたものとして申請を受付けます。**
- **申請フォームへの入力は、項目が多いため時間がかかります。また、データ送信時の障害等については責任を負いかねますので、必要書類の事前準備（PDF化、画像データ化）を含め、締切日までに余裕をもって手続きを行ってください。**
- オンライン申請では、受付締切日の23時59分までにアップロード（申請データ送信）されたものが有効となります。
- マイナポータルへの事前登録が必要です。詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。
- 申込み受付期間外に電子申請をした場合、入所希望月の翌月からの入所選考となります。
- 添付書類の不備または不足がある状態での申請はお控えください。
- 添付書類は必ずデータで全て添付してください。
- 申請内容に不備がある場合、添付データに追加・不足がある場合、添付データが不鮮明であった場合等、利用調整に支障が生じる際はご連絡いたします。**不足書類等については、申請の受付締切日までに必ず提出してください。締切日までに提出がなかった場合、選考・利用調整において不利になることがございます**。また、認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整にかからない場合がありますので、ご注意ください。なお、申請受領や進捗について、メールでの連絡は基本的に行っていません。
- 電子申請には入力所要時間60分程（目安）かかります。入力中に一定時間操作がない場合等、入力情報が失われる場合があります。入力を一時中断する場合等には入力中の申請データをダウンロード・保存してください。
- 申請内容の変更や取下げは、マイナポータルではできません。手続きについては、こども未来課にお問い合わせください。
- 利用調整の結果は、4月入所を除き利用希望月前月の20日前後に、こども未来課から電話や郵便で連絡します。マイナポータルから利用調整結果をお送りすることはありません。
- **オンライン申請時（送信）した日時や申請内容は、パソコンやスマートフォンにダウンロードしたデータの控えで確認できます。送信（申請）したデータの控えは、必ずダウンロードしてください**（申請完了ページの「控えをダウンロードする」ボタンから保存できます）。
- ２度オンライン申請しないようご注意ください。誤って２度申請データを送った場合、先に送ったデータで手続きを進めます。修正には別途手続きが必要になりますので、こども未来課までご連絡ください。

（6）マイナポータル（電子申請）を開始する前に必ずご確認ください。

【電子申請前のチェックリスト】

1. 申請者（給付認定保護者）は、阿見町に住民票があります。
2. 阿見町内の認可保育施設の利用申請です。
3. 現在、保育施設の利用申請中ではありません（同じ年度で保留中、転園保留中ではない）。
4. 利用希望開始月の受付期間内の申請です。
5. 申請する年度の保育所等利用案内を確認し、必要書類をそろえてデータ化しています。
6. 添付書類のデータについて、書類全体が写っている、記載（印字）内容を読み取れることを確認しています。
7. マイナポータルアプリをインストール済、電子署名のパスワードを把握済です。
8. 同居人の氏名やマイナンバーを把握しています。

手続きに進む前に、必ず、上記のチェックリストによる再確認をお願いします。
すべてを満たしている場合、電子申請に進んでください。

7 個人番号（マイナンバー）の記載について

○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行により、「子どものための教育・保育給付認定申請」において、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

○利用調整や保育料の算定、副食費免除の判定にあたり、個人番号により情報照会をする場合があります。申請書への個人番号の記載にあたっては、あらかじめ他の世帯員に利用目的を説明し、同意を得てください。

8 申込み時の必要書類について

申込時の必要書類は次のとおりです。必須書類が不足している場合、申込受付ができません。

（1）**子どものための教育・保育給付支給認定申請書　兼　利用申込書**（児童１人につき１部）
※窓口にて申請する方のみ必要となります。電子申請の場合は不要。

（2）**家庭・健康状況確認表**（児童１人につき１部）

（3）**保育ができないことのわかる証明書類**（児童の両親は必須、65 歳未満の同居親族や同居人等も提出してください。提出がない場合優先度が下がります。）※両親の就労時間または介護・就学時間が**月 60 時間未満**の場合、申込できません。

保護者の状況	証　明　書　類	備　　考
①就労中の方（育児休業の方も含む） ②就労内定の方 ③自営業・農業の方	就労証明書 ※証明書は、証明日が利用開始日から **３ヶ月以内**のものをご用意ください。（4 月入所を除く） 古い場合は出し直していただくことがあります。 ※申込み時に育休取得中の場合は、復職後 2 週間以内に再度、就労証明書（復職済）の提出が必要。 ※内定の場合は、勤務開始後 2 週間以内に再度、就労証明書の提出が必要。	※自営業・農業の方については、「就労証明書」の他に、就労者本人氏名の記載がある以下の書類写しのうち、いずれか **１つ**提出が必要です。 ・直近の税申告書 1 表 2 表 ・源泉徴収票の写し　・開業届 ・業務委託契約書　・耕作証明書 ・収支内訳書　・青色申告決算書 ※原則として上記いずれかの書類が必要ですが、いずれの書類も提出ができない場合のみ、下記書類写しをご提出ください。 ・出退勤記録（タイムカード等）３か月分

④内職（家庭内労働）の方	就労証明書 ※証明書は、証明日が利用開始日から３ヶ月以内のものをご用意ください。（4 月入所を除く） 古い場合は出し直していただくことがあります。 ※申込み時に育休取得中の場合は、復職後 2 週間以内に再度、就労証明書（復職済）の提出が必要。 ※内定の場合は、勤務開始後 2 週間以内に再度、就労証明書の提出が必要。	※内職の方については、「就労証明書」の他に、就労者本人氏名の記載がある業務委託契約書の提出が必要です。
⑥ご病気の方	申立書及び診断書	
⑦障害のある方	申立書及び手帳・証書等、診断書	
⑧ご出産の前後	申立書及び母子手帳等	分娩予定日がわかるページの写し
⑨疾病者等の介護	申立書及び手帳・証書等、診断書（介護者用）	
⑩学生の方	在学証明書及びカリキュラム	在学年、卒業年のわかるもの
⑪拘禁中の方	拘禁を証明する書類	
⑫求職中または事業準備中で就労後児童の保育ができない方	就労予定申立書・添付資料（求職活動状況申告書やハローワークカードの写し等）	利用開始後、３ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。就労証明書等の提出がない場合、原則として当月末で退所となります。

（４）阿見町に転入予定の方で町内保育施設を希望される方のみ必要なもの

転入先住居の「売買契約書」・「賃貸借契約書」などの写し、課税証明書（１１）参照
※実家の祖父母との同居等、転居先で既に他の方がお住まいで同居予定の場合は不要

（５）町外保育施設に申し込む方のみ必要なもの

広域利用に関する理由書（できるだけ詳細に記入してください。）

（６）在宅障害者と同居されている方のみ必要なもの

在宅障害者の手帳の写し

（７）離婚調停中で別居されている方のみ必要なもの

調停中であることが分かる書類の写し（「事件係属証明書」や「調停期日通知書」など）

（８）認可外保育施設等に通園されている方のみ必要なもの（通園予定の方も含む）

認可外等保育施設在所証明書　※通園先の施設に記入を依頼してください。

（９）保育時間の変更（標準保育　⇔　短時間保育）したい方のみ必要なもの

保育必要量に関する申立書

（１０）入所保留を希望していたが、入所希望に変更したい方のみ必要なもの

入所保留希望解除申請書

（１１）令和7年1月1日時点、又は令和8年1月1日時点で阿見町に住民登録がない方のみ必要なもの

令和8年4月から8月までの入所申請で令和7年1月1日に阿見町に住民登録がない方
→令和7年1月1日住所地の市区町村発行の「令和7年度市区町村民税課税（非課税）証明書」

令和8年9月以降の入所申請で令和8年1月1日に阿見町に住民登録がない方
→令和8年1月1日住所地の市区町村発行の「令和8年度市区町村民税課税（非課税）証明書」

注意事項

1　６５歳未満の同居の祖父母等がいる場合は、その方の保育ができない証明書を提出してください。（書類提出は必須ではありませんが、提出されないと保育の必要性の優先度について不利になることがあります。）また、生計同一の同居人がいる場合は、未婚でも同居人の方の書類一式が必要です。

2　調査結果により、必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

3　提出書類はお返しできません。写しが必要な場合は、提出前にあらかじめコピーをお取りください。

4　就労証明書等の内容について、お勤め先に電話等で照会をする場合があります。

５　外国人の方は、申込の際に申込児童及び保護者の在留カードを確認させていただく場合がございます。

※次のような場合には、入所内定・決定後でも取り消しとなります。

●事実と異なる虚偽の申請があった場合　●家庭でお子さんを保育できるようになった場合

●集団生活が不可能な場合　●その他不適当と認める場合

９　申込時の身元確認・個人番号確認の提示について

入所申込書類の提出時に、次のとおり確認資料の提示が必要となりますのでご用意をお願いします。

確認資料の掲示について、以下の資料がご用意できない場合はこども未来課までお問い合わせください。

１．保護者が申請書等を提出する場合

（配偶者等が提出する場合は、「２．代理人が申請者等を提出する場合」を参照してください。）

確認対象者：申請者（保護者）・児童（番号確認のみ）	
区分	必要となるもの
個人番号確認資料 （正しい個人番号であることの確認）	【以下の書類から１点】 □マイナンバーカード □個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
本人確認資料 （個人番号の正しい持ち主であることの確認）	【顔写真付き身分証明書（以下の書類から１点）】 □マイナンバーカード　□運転免許証　□旅券（パスポート） □身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳　□在留カード　□特別永住証明書　等
※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみで個人番号確認、本人確認ができます。	

２．代理人が申請書等を提出する場合

区分	必要となるもの
代理権確認書類 （代理権を有することの確認）	□委任状（別紙）
代理人の本人確認資料 （申請書等を提出する方の本人確認）	【顔写真付き身分証明書（以下の書類から１点）】 □マイナンバーカード　□運転免許証　□旅券（パスポート） □身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 □在留カード　□特別永住証明書　等
保護者の個人番号確認資料 （申請した保護者の個人番号が正しい番号であることの確認）	【以下の書類から１点】 □保護者のマイナンバーカードまたはその写し □保護者の個人番号が記載された住民票の写しまたはその写し □保護者の住民票記載事項証明書の写しまたはその写し

１０　利用調整について

保護者の利用希望が保育施設の受け入れ可能人数を上回り、全員の利用が困難である場合に、町があらかじめ定めた基準に基づく優先順位にしたがって利用調整を行い、入所予定者を決定します。利用調整は、申込み締め切りまでに利用申込みをされた方について行われます。（**※先着順ではありません**）なお、正当な理由なく入所内定を辞退し、同一年度内に再度の入所申込みがあった場合は次回の申込時、減点になります。

利用調整の流れ

① 父母の保育を必要とする事由やその状況に応じた「基準指数」（父母それぞれで算出）及びその他の状況（ひとり親世帯、兄弟利用等）に応じた「調整指数」の合計指数の高い世帯の児童から、優先順位を設定します。※指数に関する情報は公開しておりません。

☆基準指数

優先度	父母の状況 （父母それぞれで算出）	一か月あたりの就労（就学）時間 （疾病・障害の場合は、その程度）
高い ↑ ↓ 低い	就労、在学、看護・介護、疾病、障害、不在（離婚・未婚等）	長い（重度） ↕ 短い（軽度）
	妊娠・出産	
	求職活動中	

☆調整指数：世帯の状況等により基準指数に加点や減点が加わる場合があります。

加点になる例

- 育児休業明けに入所を希望する
- 兄弟姉妹がすでに入所している（申込児童が入所する前に卒園する場合を除く）

減点になる例

- 保護者が児童本人または兄弟姉妹の保育料を一定期間滞納している
- 正当な理由なく入所内定を辞退した場合は、同一年度内の利用希望における入所調整で減点

② 指数の高い児童から、希望する保育施設における年齢ごとの空き状況をもとに、利用を内定します。希望する施設の年齢枠に空きが無い場合は、第２希望→第３希望→第４希望→第５希望・・・と同様に確認します。希望する施設の年齢に空きが無い場合は、“利用保留”（入所待ち）となります。

③ 申込者全員の利用調整を行い、結果通知書をお送りします。

〈イメージ〉

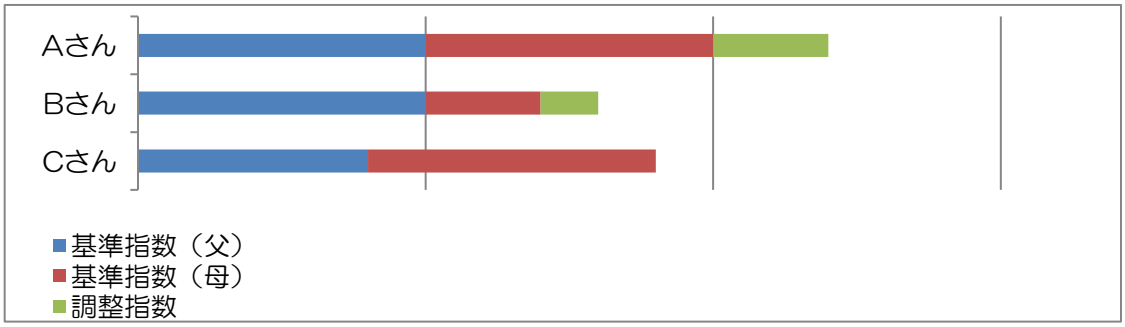

この場合、①より１位Ａさん、２位Ｃさん、３位Ｂさんとなります。

Ａさん、Ｂさん、Ｃさんとも同じ施設を希望し、その施設に空きが１人分しかないときは、Ａさんのみ内定となります。空きがＤ園しかなく、申込用紙の希望施設欄にＤ園を記入しているのがＢさんのみのとき、Ｂさんが内定となります。

【重要】育児休業中の方・育児休業を取得予定の方へ

１．申込みから利用開始にあたって

利用開始月内の職場復帰を前提に、申込みすることができます。
育児休業終了日が月の末日の場合は翌月１日利用の申込みになります。
利用開始月内に復帰ができない場合は、その月内に退所となります。

例１：育児休業終了日が６月17日 （６月１８日復帰） → ６月１日利用から申込み可
例２：育児休業終了日が６月３０日 （７月１日復帰） → ７月１日利用から申込み可

a. 児童が利用でき次第、育児休業期間を繰り上げて復帰する場合

申込時にあらかじめ「家庭・健康状況確認表」の「児童が保育施設を利用できたら、直ちに復職希望（利用開始月内に復帰する）」欄にチェックのうえ、休業期間や延長の可否等の記載された「就労証明書」をご提出願います。

職場復帰後、復帰日から２週間以内に「就労証明書」をこども未来課までご提出願います。就労証明書の提出がない場合は、勤務先等に確認をさせていただくことがございます。

b. 育児休業期間の延長を前提に申込みをされる（入所を希望しない）場合

「家庭・健康状況確認表」の「希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる**（利用調整の際に、利用調整指数を減点いたします）**」欄に〇をつけてください。利用調整で減点対応いたします。**ただし、育児休業の延長や育児休業給付金・手当金に関することについては、阿見町では一切責任を負いかねます。事前に管轄のハローワークや就労先にご確認ください。**また、減点をしたうえで利用調整は通常どおり行うため、入所のご案内をすることもあります。希望された施設のいずれかに入所が決まると入所を辞退しても「利用保留通知書」を発行することは出来ません。

また、入所希望に変更する場合は、利用調整での減点対応を外しますので「入所保留希望解除申請書」を申請締切日までに提出してください。

２．上の子が利用している時に育児休業を取得する場合

下の子を出産後、育児休業期間が記載されている「就労証明書」をご提出ください。

３頁利用申込みができる方⑨のとおり、育児休業法に基づく育児休業（**１年以内**）を取得する場合、利用中の上の子は育児休業終了月まで引き続き保育施設に通うことができます。
このため、育児休業を１年以上取得する場合は、育児休業開始時点で利用終了となります。
ただし、利用中の上の子がいる間に下の子の利用申込みを行い、利用保留となった場合は、
次の①②のうちどちらか早い期日まで、利用中の上の子の継続利用期間を延長できます。

① 下の子が利用できるまで
② 当初の育児休業終了日の属する年度末まで

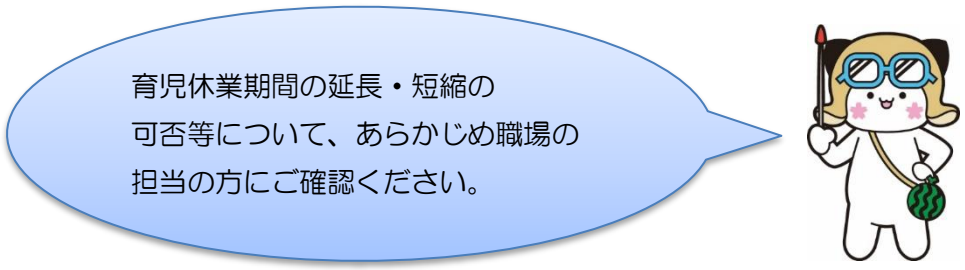

１１　利用開始後の確認について

状況により、利用開始後に書類の追加提出が必要な場合があります。下記をご参照ください。

※【ご注意ください】

書類の提出により認定内容が変更となる場合には、**提出日の翌月からの変更**となります。

１．求職中の方は

保護者が求職活動を理由に保育施設を利用できる期間は**３ヶ月以内**です。勤務開始後、「就労証明書」を提出していただくと、認定された有効期間も延長されます。

２．勤務内定の方は

保護者が勤務内定で保育施設を利用できる期間は１ヶ月以内です。勤務開始後、就労証明書をこども未来課に提出してください。提出がない場合、上記１の求職中の方と同様の扱いとなります。

３．出産の方は

出産を理由に保育施設を利用できる期間は、**出産月とその前後2か月の計5か月以内です。**期間満了後も引き続き保育施設に通う必要がある場合は、保育ができない状況を証明する書類（10-12頁参照）を期間満了前に提出してください。（※求職活動に切り替えることはできません。）

利用開始後、次子を妊娠された方は、出産予定日がわかり次第、「支給認定変更申請書」に「申立書」と「母子手帳（分娩予定日がわかる部分）の写し」を添えて提出してください。

４．育児休業中の方・取得予定の方は

育児休業中に継続利用できる期間は１年間です。それ以上取得される場合は、１年経過後利用終了となります。詳細は14頁の【育児休業中の方・育児休業を取得予定の方へ】をご覧ください。

例：1年以内の復職予定で育児休業開始日が令和８年10月1日の場合

→上の子の継続可能期間は令和８年9月30日までになり、その後も継続するためには令和８年9月入所分までに育児休業を取得された子の入所申請が必要です。

当初から１年以上の育児休業を取得で育児休業開始日が令和8年10月1日の場合

→上の子の継続可能期間は育児休業開始時点で利用終了となり（令和8年9月30日まで）、**その後は退所となります。**

５．家庭状況等に変更があった方は

勤務・課税状況、住所や家族構成の変更など家庭状況に変更があった場合は、速やかに「子どものための教育・保育給付支給認定変更**届出**書」と必要な証明書類を提出してください。

★次年度以降も継続して入園をする場合について（現況届）

利用開始後も家庭で保育ができない状態が続いていることが保育施設利用要件となります。このため、年1回、家庭で保育ができない状況などを確認させていただきます。手続きは原則、マイナポータルから電子申請となります。継続利用を希望される場合は、指定された申請期間内にご申請くださいますよう、お願いいたします。

１２ 利用者負担額（保育料）について

町立保育所、私立保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所について、保育料は同じ基準で算定します。

１．利用者負担額の決定について

幼児教育・保育の無償化の開始により、下記に該当する児童の保育料は無償となります。

・1号認定の方
・3歳以上クラスの方
・３歳未満クラスの方で、保護者及び同一世帯員が市区町村民税非課税者の方

※クラスは当該年度の4月1日時点の年齢です。

上記以外の利用者負担額は、保護者（両親）の住民税のうち市区町村民税の所得割（※下記参照。以下同じ）により、階層区分に分けて決定します。家計の主となっている人（生計の中心者）が同居の祖父母等と判断される場合は、その方の市区町村民税所得割も含めます。

令和8年度の利用者負担額は、４月分～８月分については令和7年度（令和6年分）の課税状況（市区町村民税所得割）により算定、９月分～翌年３月分については令和8年度（令和7年分）の課税状況（市区町村民税所得割）により算定されます。

また、利用者負担額について、保育施設に対して提示することがあります。

令和8年度の利用者負担額											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度（令和6年分）の課税状況で算定					**令和８年度（令和7年分）**の課税状況で算定						

利用者負担額は当該１日に在籍している児童に対して算定いたします。病気等で１日も出席しない場合であっても全額支払う必要があります。

（※）【重要】利用者負担額の算定に使用する市区町村民税所得割額について

住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額になります。ただし、令和7年度市区町村民税所得割額について定額減税額も控除される場合があります。お支払いの市区町村民税所得割額と異なる場合があります。

２．支払納入方法について（**町立・私立保育所のみ**）

認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所については施設に利用者負担額（保育料）を支払います。支払方法については各施設にご確認ください。

利用者負担額の支払い期限は毎月月末です。（月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日）
口座振替によるお支払いをお願いしております。手続きの方法は、次のとおりです。

⑴「口座振替依頼書」に記入押印のうえ、口座振替を希望する金融機関へ直接提出してください。
⑵口座振替による支払いとなるまでは、毎月１５日頃に送付される納付書により、コンビニ・指定金融機関・役場またはスマートフォンの電子決済アプリでお支払いください。
※お申し込みから口座振替開始までは日数がかかる場合があります。口座振替にかかる事務手数料は町が負担をします。

☆　**口座振替取扱金融機関**

常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・茨城県信用組合・水郷つくば農業協同組合・みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行・りそな銀行・労働金庫・ゆうちょ銀行

☆　スマートフォン電子決済サービス

対応アプリ：Pay Pay （ペイペイ）、
Pay B （ペイビー）Fami Pay（ファミペイ）

ご利用方法：ご利用になるスマホ決済アプリを起動して、
納付書に印字されているバーコードを読み
取ってください。

この部分をカメラで読み取ってください。

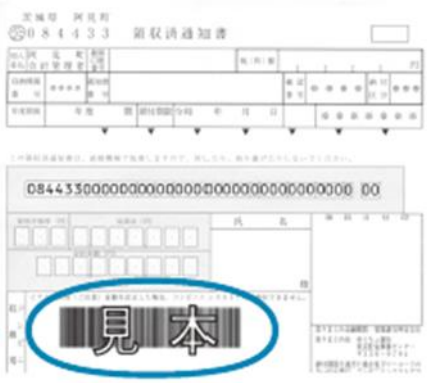

※納付にかかる手数料は無料ですが、利用時にかかる通信料は利用者負担となります。
※納付期限を過ぎた納付書は使用できません。
※スマホアプリ払いでは領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、スマホアプリ収納サービスを利用せずに、コンビニ・金融機関・役場等でお支払いください。
※アプリの使い方は、各アプリのホームページをご覧ください。

各種アプリのダウンロードはこちら

PayPay

PayB

3．利用者負担額の滞納について

利用者負担額は保育施設運営の財源になるものです。保育施設を利用した時点で支払義務が生じます。必ず期日内にご納付ください。

利用者負担額を滞納した場合…

◇　児童本人の施設変更（転所）または一旦退所して再入所する時、児童の兄弟姉妹の入所申込のとき、利用調整で大幅に減点となり不利になる場合があります。
◇　財産（不動産、預金、給与など）差押等滞納処分の対象となります。
◇　職員が電話等による催告および自宅等への訪問徴収を行うことがあります。
◇　児童手当から滞納額を充当する場合があります。

4．住民税の税更正による保育料の変更および還付について

所得税の更正による保育料の変更は、現年度内に限り遡及適用します。また、税未申告であった方が、申告を行った場合も同様の取り扱いです。なお、現年度内の適用とは、税の更正が分かった月の年度を指します。例えば税更正を2月や3月に行い、住民税への反映が4月になってから分かった場合は、4月から適用となりますので、あらかじめご了承願います

【令和８年度　利用者負担額（保育料）基準額表】（２号・３号認定）

〇保育標準時間（月120時間以上）

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層区分	定　　義		３歳未満クラス	３歳以上クラス
1	生活保護法による被保護世帯		０円	０円
2	市区町村民税非課税世帯		０円	
3	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	48,600 円未満	15,600 円	
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯	7,200 円	
4		48,600 円以上 77,101 円未満	24,000 円	
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯	7,200 円	
		77,101 円以上 97,000 円未満	24,000 円	
5		97,000 円以上 169,000 円未満	35,600 円	
6		169,000 円以上 301,000 円未満	48,800 円	
7		301,000 円以上 397,000 円未満	63,500 円	
8	第１階層から第７階層のいずれにも該当しない世帯		63,500 円	

〇保育短時間（月120時間未満）

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層区分	定　　義		３歳未満クラス	３歳以上クラス
1	生活保護法による被保護世帯		０円	０円
2	市区町村民税非課税世帯		０円	
3	市区町村民税課税世帯で、所得割額（調整控除以外の控除適用前の額）が右の区分に該当する世帯	48,600 円未満	15,400 円	
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯	7,200 円	
4		48,600 円以上 77,101 円未満	23,600 円	
		・ひとり親世帯 ・在宅障害者（児）のいる世帯	7,200 円	
		77,101 円以上 97,000 円未満	23,600 円	
5		97,000 円以上 169,000 円未満	35,100 円	
6		169,000 円以上 301,000 円未満	48,000 円	
7		301,000 円以上 397,000 円未満	62,500 円	
8	第１階層から第７階層のいずれにも該当しない世帯		62,500 円	

☆　この表に定める年齢区分は、当該年度の４月１日時点の年齢です。

【例】６月で３歳になるお子さま → ２歳児クラス → 「３歳未満クラス」の負担額が適用されます。

☆　３歳未満クラスの利用者負担額は、保護者（両親）の市区町村民税所得割額の合計によって決定します。

※ひとり親家庭、両親に離婚の予定がある場合は、26 頁 Q18 をご参照願います。

☆　この表に定める市区町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などの税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額になります。

○多子軽減について

利用者負担額の多子軽減については、同一世帯から保育施設の他、幼稚園等を利用している場合でも、算定対象人数に含めます。ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯は多子軽減の基準が異なっておりますので、ご注意ください。

階層区分	多子計算の年齢制限	軽減後の負担額
第３階層，第４階層の一部 市区町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯	生計を一にする（※）子どもであれば年齢制限なし	第１子：全額負担 第２子：半額負担 第３子以降：無料
第４階層の一部，第５階層以上 市区町村民税所得割額 57,700 円以上の世帯	未就学児まで	第１子：全額負担 第２子：半額負担 第３子以降：無料

【ひとり親世帯・在宅障害者（児）のいる世帯】

階層区分	多子計算の年齢制限	軽減後の負担額
第３階層，第４階層の一部 市区町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯	生計を一にする（※）子どもであれば年齢制限なし	第１子：全額負担 第２子以降：無料
第４階層の一部，第５階層以上 市区町村民税所得割額 77,101 円以上の世帯	未就学児まで	第１子：全額負担 第２子：半額負担 第３子以降：無料

（※）生計を一にするとは、必ずしも同居を要件としていません。別居している子どもで仕送り等により生計を一にしている場合などは対象となりますので、お申し出ください。

１３ 利用者負担（給食費）について

1. 副食費の免除について

◇１号・２号認定の方

給食費は、保育料とは別にご負担いただきます。給食費は主食費（ごはん・麺・パンなど）と、副食費（主食費を除くおかず、牛乳、おやつなど）に分けられており、副食費については、年収３６０万円未満相当世帯の方と、所得階層にかかわらず第３子以降の方は免除となります。（子どもの数え方は、1号認定の方は小学校3年生まで、2号認定の方は小学校就学前までの数です。）

主食費、副食費の金額は、各保育施設によって異なります。（町立保育所の場合、主食費が500円、副食費が4,500円です。）

◇３号認定の方

給食費は保育料に含まれているため、保育料と別途でご負担いただく必要はありません。

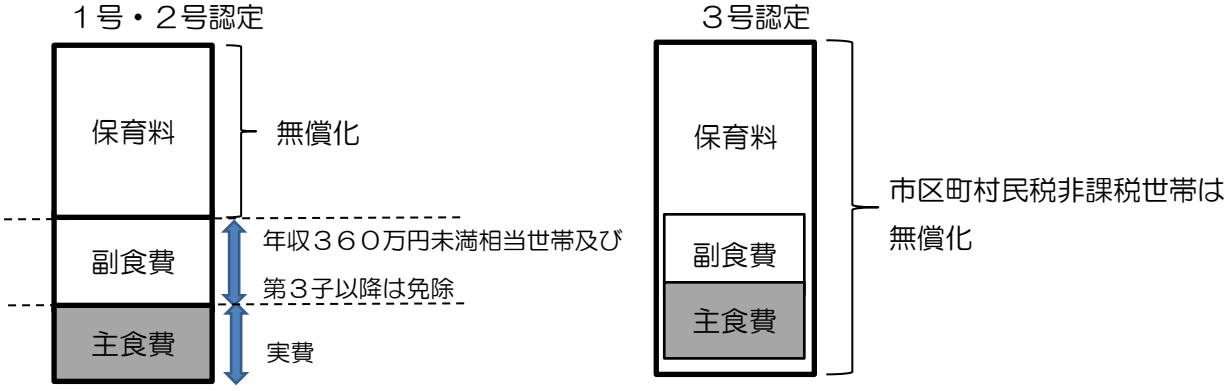

２．支払納入方法について（町立保育所の給食費のみ）

◇１号・２号認定の方

私立保育所・認定こども園の給食費については直接施設に支払います。支払方法については各施設にご確認ください。

副食費の支払い期限および手続きの方法は、16頁の「2．支払納入方法について」と同様です。

◇３号認定の方

給食費は保育料に含まれているため、保育料とは別にご負担いただく必要はありません

１４ その他の子育て支援について

１．病後児保育事業

病後児保育とは、病気や怪我の回復期であり、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・怪我・冠婚葬祭などやむを得ない理由により家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりし、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

◇実施場所　　阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きらり保育園・アイグラン保育園阿見

◇対　象　　町内に住民登録をしている未就学児童で、利用希望年度の基準日４月１日現在において、満１歳に到達している児童及び概ね小学校３年生までの就学児童。

※阿見きらり保育園・アイグラン保育園阿見について、小学校就学児童の受け入れは未実施。

阿見ひかり保育園、さくら保育園、阿見きらり保育園・アイグラン保育園阿見に在籍している児童で利用希望年度の基準日４月１日現在において、満１歳に到達している児童。

◇利用者負担額　児童１人　2,000 円／日（阿見ひかり保育園・阿見きらり保育園は、在園児無料）

◇定　員　　１日あたり５名（アイグラン保育園阿見は病児保育とあわせて１日あたり３名）

◇利用期間　　阿見ひかり保育園　原則として、連続する７日以内

さくら保育園　　原則として、連続する５日以内

阿見きらり保育園　原則として、連続する４日以内

◇注意点

- ○　病気や怪我の状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください。
- ○　利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります。
- ○　病院を受診される前に、実施保育所にご確認ください。

２．病児保育事業

病児保育とは、保護者が就労している児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に病院等において一時的に保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するサービスです。

◇実施場所・問合先

・たんぽぽ保育室

阿見町中央3－20－1（東京医科大学茨城医療センター内）　ＴＥＬ　887-5621

・アイグラン保育園阿見

阿見町大字実穀1545-2（アイグラン保育園阿見内）　ＴＥＬ　082-554-4870

◇対　象　　町内に住民登録をしている又は通勤している保護者の未就学児童で、利用希望年度の基準日４月１日現在で６ヶ月から６歳までの児童。
◇利用者負担額　児童１人　3,000円／日　※昼食・おやつは持参
◇保育時間　　8時00分～17時00分
◇定　員　　１日あたり３名（アイグラン保育園阿見は病後児保育とあわせて1日あたり3名）
◇休園日　　土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
◇注意点
- ○　受け入れる児童の病状により受入人数を制限する場合があります。
- ○　利用にあたっては事前登録及び施設での面談が必要となります。
- ○　また、事前に病院の受診と「かかりつけ医療機関からの医師連絡票」や「与薬依頼票」が必要となります。必要書類については施設にお問い合わせください。

３．一時保育事業

保護者の急病や断続的勤務、または冠婚葬祭や育児疲れ等の私的理由などにより、一時的に保育が困難となる場合、保育施設で一時的に保育するサービスです。

◇問合先
一時保育を実施している各保育施設（連絡先は29頁をご覧ください。）
◇注意点
- ○　希望先の保育施設の行事等により、受け入れできない場合がありますのでご了承ください。
- ○　施設により別途利用要件を定めているところもあります。詳細は各園にご確認ください。
- ○　町立保育所は利用希望日の１ヶ月前から予約可能です。
- ○　町立保育所の土曜日の一時保育については中郷保育所で実施します。
  ご希望の場合は、中郷保育所へ直接お問い合わせください。

一時保育事業実施施設（連絡先は29頁をご覧ください）

施設名	利用時間	利用者負担額
町立保育所	平日　7時15分～18時45分 土曜　7時15分～12時30分 ※土曜は要相談 お問い合わせ時間　9時～15時	【町内在住の満1歳～】 平日:1,750円、給食費250円／日**(※注)** 土曜:1,750円（弁当・水筒・おやつ持参）

(※注)町立保育所では、食物アレルギーをお持ちのお子様に対しては、給食(おやつも含む)の提供をしていません。ご了承ください。

施設名	利用時間	利用者負担額
あゆみ保育園	平日　8時30分～16時30分	【満1歳～】 2,000円／日（食事・おやつ代含む） ※本年度１歳になった児童は3,000円
さくら保育園	平日　８時３０分～１７時３０分	【町内在住の満1歳～】 2,000円／日（食事・おやつ代含む） 【町外在住の満1歳～】 2,500円／日（食事・おやつ代含む）

阿見ひかり保育園	平日　8時00分～18時00分	【利用希望年度の4/1時点1歳児以上～】 （町外も含む） 2,000円／日（食事・おやつ代含む）
阿見きらり保育園	平日　８時00分～17時00分	【生後7ヶ月～1歳児】 3,000円／日（食事・おやつ代含む） 【２歳児～】 2,000円／日（食事・おやつ代含む）
アイグラン保育園阿見	平日　8時00分～17時00分	【3歳未満児】 2,500円/9時間　1,250円/4時間 【3歳以上児】 2,000円/9時間　1,000円/4時間 別途給食費　280円
ニチイキッズあみ保育室	平日　8時30分～17時00分 ※常時利用の在園児が定員を満たしていない場合のみ受入	【生後２か月～３歳を迎える年度の３月３１日まで】（町外も含む） 2,５00円／日（食事・おやつ代含む）
キッズハウス にじの森	平日　8時30分～17時00分 ※土曜は要相談	【町内在住の生後３か月～0歳児】 3,000円／日 （400円／1時間、1,500円／４時間） 【町内在住の１歳児～３歳を迎える年度の３月３１日まで】 2,000円／日 （300円／１時間、1,000円／4時間）
一時保育専門託児所ばんび	月～土　９：00～17：00 （2時間から利用可能） 金曜日のみ夜間保育あり 17：00～26：00	【生後3か月～小学校就学前】 ・1時間ごと1,650円 ・９：00～15：00までの6時間パック 8,800円 ・お弁当・ミルク　それぞれ550円

４．ファミリー・サポート・センター事業

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため、「たすけあいの心」を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。事業の運営は、阿見町社会福祉協議会がおこなっています。

◇サービスの内容

１．保育施設の保育の前後の子どもの預かり　２．保育施設までの送迎
３．学校の放課後の子どもの預かり　４．軽度の病気で学校、保育施設に通えない子どもの世話
５．親等が病気、通院の際の子どもの預かり　６．親が外出の際の子どもの預かり
７．産前、産後の家事援助、乳幼児の世話
８．その他、会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

◇問い合わせ先　　（社）阿見町社会福祉協議会
〒300-0331　阿見町阿見4671-1　さわやかセンター内
ＴＥＬ：029-887-8124　　ＦＡＸ：029-887-0092

５．地域子育て支援センター事業

地域の子育て家庭に対して、子育ての相談、子育てサークル等の育成・支援、地域の保育サービス情報の提供などの支援を行います。

◇実施場所・問い合わせ先

阿見町地域子育て支援センター	あゆみ保育園地域子育て支援センター（ぴょんぴょんくらぶ）
阿見町阿見 4002-19　中郷保育所敷地内 ☎　029-891-2772 電話・来所相談　月～金 9 時 00 分～16 時 00 分 訪問相談　随時実施	阿見町阿見 4958-5　あゆみ保育園内 ☎　029-888-3681 電話・来所相談　月～金 10 時 00 分～15 時 00 分

１５　よくある質問

【施設について】

Q１：私立保育園は町立保育所と何が違いますか？

Ａ１：利用者負担額は同じですが、開所時間などの保育サービス内容や利用者負担額以外の経費が多少異なります。運営母体や保育方針も異なりますので、見学をした上で申込をしてください。

Q２：認定こども園と保育所は何が違いますか？

Ａ２：認定こども園は保育所と幼稚園の複合型施設です。保育所としての保育だけでなく、幼稚園としての教育を受けることもできます。幼保連携型認定こども園は保育所と同様に０～５歳児まで受け入れを行いますが、教育部分（幼稚園部分）は３歳児からの受け入れとなります。幼稚園型認定こども園は原則教育部分が満３歳から、保育部分（保育所部分）は３歳児から受け入れています。教育部分での利用をご希望の場合は、直接園に申込ください。

Q３：２歳まで家庭的保育事業所や小規模保育事業所を利用した場合、３歳以降はどうなりますか？

Ａ３：他の保育施設に移行したい場合は、改めて移行の申込が必要になります。１０月頃に利用中の施設を通して申込書を配布します。また、利用調整時に優遇措置などがあります。ただし、幼稚園や認定こども園（教育部分）を希望する場合は直接施設に申込ください。

【利用申込みについて】

Q４：申込は、早い方が有利ですか？

Ａ４：先着順ではありません。同じ月に利用希望の方については、締切りまでに申込をされた方全員が同時に審査されます。

Q５：利用できなかった場合は、再度申込をしないといけませんか？

Ａ５：原則、申込書は年度内の3月利用分まで有効です。ただし、求職活動や妊娠・出産等で申請可能期間が定められている方については、支給認定期間内までとなりますので再度申込が必要です。

Q6：申込をした後に、希望保育施設の変更はできますか？

A6：変更をご希望の場合は「支給認定変更申請書」をご記入のうえ、阿見町こども未来課に提出願います。変更の可否は施設の空き状況によりますが、変更ができるまで長期間お待ちいただくこともあります。あらかじめご了承ください。なお、町内の保育施設から町外の保育施設に変更したい場合は、別途申込が必要になりますので、こども未来課までご連絡ください。

Q7：保育所と幼稚園との併願はできますか？どのような手続きをすればよいですか？

A7：保育所と幼稚園の併願は可能です。保育所は、こども未来課にお申込みください。また、幼稚園については希望する園に直接申込ください。

Q8：現在、子どもが幼稚園に通園しています。夏休みの期間だけ保育施設を利用できますか？

A8：幼稚園に在園しながら、保育施設を利用することはできません。ただし、一時保育サービスはご利用可能です。

Q9：電子申請にて【全園希望】入園できれば希望以外でもよいなど選択がありますがそれらを選択した場合は、希望施設以外も案内されますか？

A9：いいえ。当町では希望施設を選択していただくことになっておりますのでご案内はありません。

Q10：現在、町内の保育施設を利用していますが、他市町村に転出することになりました。この場合、どのように手続きをしたらいいですか？

A10：転出日が決まっていれば、まず阿見町こども未来課に「退所届」を提出します。その後は、状況に応じて以下のようになります。

①転出後も引き続き、阿見町の保育施設の利用を希望する場合

転出先の市町村で「阿見町の保育施設に継続利用を希望」という旨を伝え、利用手続きをしてください。転出後も引き続き保育施設利用要件を満たしている場合は、その年度内（3月末日まで）は阿見町の保育施設を継続して利用することができます。

②転出先市町村の保育施設を利用希望する場合

新規利用の扱いになりますので、転出先市町村の保育施設に空きがないと利用できません。事前に転出先市町村の保育施設の状況をよくご確認ください。転出が確実であれば、転出前に申込をすることもできます。その際は阿見町こども未来課を通して手続きを行います。

Q11：育児休業中の転園希望はできますか？

A11：育児休業中の継続は、元の就労状況に戻ることを前提に認められている特例措置です。
また、育児休業を事由とする支給認定は、現在利用している保育所等を引き続き利用することが必要であると認められる場合に該当し、在園児童の保育環境の変化を避けるために行っているものです。そのため、原則は育児休業中に転園をすることはできません。

Q12：障害児の優先入所枠はありますか？

A12：ありません。保育施設ではお子さんに合わせた配慮が必要となるので、選考の結果、内定になった場合でも面接や健康診断で集団生活が難しいと判断された場合は、入所が取り消される場合があります。また、病気や障害の程度によっては、集団生活が可能である旨記載の診断書等をいただく場合や、受入体制が整うまで入所をお待ちいただく場合がありますので、事前に希望施設を見学及び相談していただくようお願いします。

Ｑ１３：申請の結果、内定通知が届きましたが、辞退して育児休業延長したいです。保留通知はもらえますか？

Ａ１３：保留通知は、選考の結果、保留となった場合のみ発行いたします。辞退された月については発行できません。また、次回以降の再申請で保留となった場合、入園を辞退された旨が記載された内容で発行することがございます。

Ｑ１４：入所内定を辞退した場合、今後の選考で不利になりますか？

Ａ１４：同順位の方がいる場合は、不利になる場合があります。
また、内定辞退により選考作業が遅れる、本来内定できた方が内定できない等大きな影響が出ます。申込前に施設の見学や相談等を行い、希望施設について十分にご検討した上でお申込みください。辞退の場合は、至急こども未来課および内定した園にご連絡ください。

Ｑ１５：入所申込書を提出しています。希望する保育所を増やしたい（変更したい）のだがどうすればいいのか？

Ａ１５：各月の申込期間内にこども未来課へご連絡ください。希望施設の追加や希望施設の順番の変更はお電話でも受け付けています。

Ｑ１６：転入予定者として申込をしたが、保留になったため入所希望月の前月末までに転入をしませんでした。利用調整は継続されますか？

Ａ１６：継続されません。あくまで転入予定者として申込を承っているため、結果に関わらず入所希望月の前月末までに転入することは必須となります。もし、転入が確認できない場合には翌月以降の利用調整はされません。
例）R8.4月の申込をして保留になり3月末までに転入しなかった。→R8.5月以降の利用調整はされない。

Ｑ１７：保育施設の見学は必要ですか？

Ａ１７：必要になります。施設の方針や実際の雰囲気を知ることは不安の払拭や入所後のミスマッチを防ぎます。特に児童の健康や発達についてなど、日常生活で留意していることがある場合は、必ず希望の保育所等を見学し、受け入れできる態勢にあるかご確認ください。見学予約は、直接、各施設にお問い合わせください。

【利用者負担額（保育料）について】

Ｑ１８：離婚した場合、保育料は安くなりますか？

Ａ１８：例えば母子家庭になり、祖父母と同居していない場合は母のみの税額で利用者負担を算定します。その結果、基準額より軽減される場合があります（※離婚の翌月から）。同居の祖父母がおり、母の市区町村民税が非課税の場合は、祖父母のうち最も税額の高い方を「生計の中心者」として算定しますので、結果、利用者負担額が高くなるケースもあります。なお、父母が離婚調停中で別居しており、父（母）から児童と同居し児童を養育している母（父）への婚姻費用の支払いがない場合、「事件係属証明書」などの写しをご提出いただければ、児童と別居している親の税額は算定に含めませんが、離婚が成立するまでは第２～４階層の母子・父子世帯軽減は適用されません。

Ｑ１９：保育料・給食費を口座振替で支払っていますが、残高不足で引き落としされなかったようです。どうすれば良いですか？

Ａ１９：お早めにこども未来課までご連絡ください。納付期限より15日程度経過すると督促手数料が発生しますので、ご注意願います。なお私立保育施設の給食費は施設が徴収しておりますので、施設にご相談ください。

Ｑ２０：保育料以外にかかるものは何でしょうか？

Ａ２０：施設によっては保護者会費、教材費、行事費等がかかります。なお3歳児からは保育料は０円となりますが、給食費や体操着等の別途費用がかかります。
主な費用は30頁以降の施設概要に掲載しています。詳細は各施設に問合せください。

Ｑ２１：年度途中で3歳になったのですが、保育料は無料になりますか？

Ａ２１：無料になりません。保育料は、4月1日の年齢で年度末まで決定されます。１号認定の満3歳児を除き保育料はかかります。２・３号認定の場合は、年度末まで２歳児クラスの金額のままです。３歳の誕生日を迎えた後の４月から無料になります。

【支給認定について】

Ｑ２２：認定こども園の２号認定から１号認定に変更したい場合はどうすれば良いですか？

Ａ２２：園に変更が可能かご確認いただき、変更可能の回答が得られたら、「支給認定変更申請書」をこども未来課へご提出ください。この場合、保育ができないことを証明するものの添付は必要ありません。

Ｑ２３：「求職活動中」を事由に兄弟同時申込みをし、上の子のみ入所内定しました。下の子が入園できるまで、仕事を始めなくても在園は可能ですか？

Ａ２３：兄弟のどちらか片方だけ入所決定した場合も、もう一方の児童を親族や認可外保育施設等に預けるなどして、３ヶ月以内に月６０時間以上の就労を開始していただく必要があります。就労を開始されない場合、認定期間が満了し、退園となります。

Ｑ２４：入園中に仕事をやめた場合はどうなりますか？

Ａ２４：自己都合・会社都合を問わず、お子さんにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となるため、認定期間が満了し、退所となります。ただし、その後求職活動をされる場合は、３ヶ月間は求職活動中として認定できます。

【入所後について】

Q２５：ならし保育は転園（所）でも実施されますか？また、期間はどのくらいですか？

Ａ２５：子どもは環境や生活の急激な変化に適応しにくい場合が多いので、徐々に集団生活にならすため、転園（所）先でもならし保育が必要となる場合があります。ならし保育の期間については概ね2週間程度が目安ですが、お子さんの年齢や入所施設によって期間が異なりますので、入所決定後に園とご相談ください。ならし保育を実施する場合、入園（転園）直後の預かり時間は短時間となる場合がありますのでご注意ください。

なお、ならし保育は入所日から始まるため、4月入所の場合、3月中にならし保育はできません。また、4月の入所日は施設により異なるため、事前に施設へご確認ください。

Q２６：現在育児休業中で、1歳児と3歳児の子の保育所入所を申し込んでいます。選考の結果、3歳児の子のみ内定し、1歳児の子は保留になりました。3歳児の子を通わせながら1歳児の子の内定が出るまで復職を待ってもらうことはできますか？

Ａ２６：3歳児のお子様の入所月内に復職が必須となるため、復職を待つことはできません。3歳児のお子様の入所月内に復職できない場合は、3歳児の子は入所取消（退所）となります。認可外保育施設等の利用をご検討ください。

Q２７：現在、育児休業中です。保育所内定の連絡をもらいましたが、復職する際に気を付けることはありますか。

Ａ２７：「復職」とは、育児休業の承認を受けた会社に職場復帰することを指します。

以下の項目に該当する場合は入所取消（退所）になります。

①育児休業取得前に就労していた勤務先を退職した場合（転職により入所月の月末までに新しい勤務先で就労開始できる場合を除く）

②入所月の月末までに復職をしない場合　など

Q２８：2か月以上保育所を休む予定です。退所になるのでしょうか？

Ａ２８：一ヶ月のうち一日以上登園すれば退所になりません。（里帰り出産の場合は除く。こども未来課にご相談ください。）ただし、欠席が長期間にわたり、保育の必要性がないと判断された場合は、退所になることがあります。なお、欠席した分の保育料等については減額されません。

Q２９：求職活動で入所しましたがなかなか就職できません。いつまで保育所に通えますか？

Ａ２９：求職活動で入所の方は、申立書に記載していただいたとおり、3か月以内に保育要件を満たす仕事に就いて、就労証明書が提出されないと退所となります。入所した月に、就職先が決定しなかった場合、就職先が決まるまでは毎月、翌月10日までに1か月間の就職活動の状況を記入した「求職活動状況申告書」をこども未来課までご提出ください。

（例）4月入所の場合、6/30までに就労を開始する証明が提出できないと6/30付で退所です。

【その他】

Ｑ３０：加配とはどういうことをいうのですか？

Ａ３０：発達がゆっくりなお子さん（または病気や障害をお持ちのお子さん）については、ご家庭では不自由を感じていなくても、保育施設ではご家庭の状況と異なり集団生活の場となるため、行動面や言語の面においてお子さんの状況に合わせたフォローが必要な場合に、担当保育士を配置（加配）します。加配が必要になる可能性があると阿見町や園が認める場合には、（周りのお子さんも含め）お子さんを安全にお預かりできるかについて、入所決定前に園と面接を実施し、最終的な入所の可否を決定する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。また、入所開始後に、園が加配保育士を配置する必要があると判断する場合もあります。

【電子申請について】

Ｑ３１：マイナンバーカードがないと手続きができないのでしょうか？またマイナポータルアプリが必要ですか？

Ａ３１：オンライン申請は電子署名（公的個人認証）が必要となりますので、申請する保護者のマイナンバーカードが必要です。オンライン申請を開始する前に、マイナンバーカードのパスワードを確認してください。また、マイナポータルアプリをインストールしていただきます。

　なお、子どもや配偶者等については、個人番号の入力は必須となりますが、マイナンバーカードは不要です。

Ｑ３２：マイナンバーカードのパスワード（暗証番号）を忘れてしまった。どうしたらいいですか？

Ａ３２：保育所等の利用申請では、電子署名のためにマイナンバーカードとそのパスワードが必要です。パスワードを忘れた場合は、町民課にお問い合わせください。

Ｑ３３：間違った内容で申請してしまいました。修正・変更はオンラインでできますか？

Ａ３３：申請内容の修正は、オンライン申請（マイナポータル）ではできません。こども未来課にご連絡ください。

１６　施設の概要

保育施設一覧表

大切なお子さまをお預かりする施設です。申込前の事前見学を必ずお願いします。
見学の申込は直接施設にお願いします。

番号	施設区分		保育施設名	保育定員	所在地	電話番号	保育年齢(※)
1	町立保育所		中郷保育所	150	阿見4002-5	887-3331	生後8週～5歳
2			南平台保育所	100	南平台1-31-6	840-2081	生後8週～5歳
3			二区保育所	100	うずら野1-29-11	841-2301	生後8週～5歳
4	私立保育園		あゆみ保育園	130	阿見4958-5	888-3681	生後3ヶ月～5歳
5			阿見ひかり保育園	100	曙247-1	879-5155	生後8週～5歳
6			さくら保育園	130	荒川本郷2033-336	896-3678	生後8週～5歳
7			阿見きらり保育園	150	荒川本郷1902-1	875-8135	生後8週～5歳
8			LIFE SCHOOL阿見	120	荒川本郷2066-94	875-6750	生後8週～5歳
9			アイグラン保育園阿見	100	阿見町実穀1545-2	082-554-4870 (開設準備室)	生後57日目～5歳
10			ゆめふるつなぐ保育園	110	阿見町実穀1620-44	029-836-2201 (本部開設準備室)	生後57日目～5歳
11	認定こども園	幼保連携型	阿見認定こども園(保育)	120	阿見5205-2	887-7388	生後8週～5歳
12			阿見みどり幼稚園(保育)	57	鈴木25-10	887-7471	生後3ヶ月～5歳
13		幼稚園型	ふたば幼稚園(保育)	30	岡崎3-2-1	887-0055	3歳～5歳
14			荒川沖幼稚園(保育)	30	本郷3-27-1	842-6609	3歳～5歳
15	小規模保育事業所		小規模保育園虹いろキッズ	19	鈴木59-4	893-2273	生後3ヶ月～2歳
16			ニチイキッズあみ保育室	19	阿見3962-6	891-0855	生後8週～2歳
17			キッズハウスにじの森	12	うずら野1-34-13	845-7654	生後8週～2歳
18	家庭的保育事業所		まるこのおうち	5	廻戸272-1	090-7946-1263	生後6ヶ月～2歳

各施設の概要は30頁からの「施設の概要」をご覧ください。以下の施設の詳細は、直接施設にご確認ください。利用申込みも直接施設へお願いします。

番号	施設区分		保育施設名	定員	所在地	電話番号	保育年齢(※)
19	認定こども園	幼保連携型	阿見認定こども園(教育)	80	阿見5205-2	887-7388	3歳～5歳
20			阿見みどり幼稚園(教育)	197	鈴木25-10	887-7471	3歳～5歳
21		幼稚園型	ふたば幼稚園(教育)	210	岡崎3-2-1	887-0055	3歳～5歳
22			荒川沖幼稚園(教育)	45	本郷3-27-1	842-6609	3歳～5歳

23	企業主導型保育事業所	花くじら保育園	10	荒川本郷1854-21	875-7878	生後6ヶ月～5歳
24	認可外託児所	託児所　チャーミー	－	福田2404-2	889-4321	0歳～5歳
25	一時保育専門託児所	ばんび	－	荒川本郷1259-5	080-7522-2583	生後3か月～小学校就学前

※保育年齢：入所する月の属する年度で４月１日時点の年齢（R8.4月入所の場合、R8.4.１時点の年齢）

注意事項

- 掲載内容が変更になることがあります。また、掲載しているのは主な費用ですので、この他に費用がかかる場合もあります。詳細は直接施設にお問い合わせください。
- 入所決定日より前のならし保育は行っておりません。入所後のならし保育は施設との調整により実施していただきます。
- 認定こども園の主な費用および保育時間は、2号・3号認定（保育部分）の内容です。
  1号認定（教育部分）については直接施設にお問い合わせください。
- 保育施設（認可外保育施設も含む）の概要は、下記の検索サイトからもご確認いただけます。是非ご活用ください。